様式第50

年　　月　　日

愛知県高浜市長

この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

法人市民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号		法人番号	
法 人 名			
所 在 地			
事業年度	年　月　日から　　年　月　日まで	法人税の修正・更正日	
更正決定事由			

区　　分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	円	円
分割基準	/	/
課税標準額又は分割課税標準額	円	円
税率	%	%
法人税割額	円	円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円
税額控除超過額相当額の加算額	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	円
外国の法人税等の額の控除額	円	円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	円	円
差引法人税割額	円	円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	円	円
納付すべき法人税割額	①　円	②　円
均等割月数	月	月
納付すべき均等割額	③　円	④　円
合計税額(①＋③)又は(②＋④)	⑤　円	⑥　円
この通知により納付すべき又は還付すべき税額（⑥―⑤）		⑦　円

指定納期限	年　月　日	⑦の内訳	法人税割額（②－①）	円
			均等割額（④－③）	円

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この通知書の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】